

徳島県告示第四百七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年八月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

医療法人倚山会	同 番地六	同 東山手町一丁目四一	同 八万町下長谷二五二 番地	同 八万町下長谷二五二 万苑	同 八万町下長谷二三四 番地の一	同 籠屋町二丁目八番一	同 通所介護	同 十三日	同 五月	同 六月	同 七月	同 二十八日
有限会社八万苑	同 番地	同 八万町下長谷二五二	同 八万町下長谷二五二 番地	同 八万町下長谷二五二 万苑	同 八万町下長谷二三四 番地の一	同 籠屋町二丁目八番一	同 通所介護	同 十三日	同 五月	同 六月	同 七月	同 二十八日
社会福祉法人徳島市 社会福祉協議会	同	同 沖浜東二丁目一六	同	同 社会福祉法人徳島市 社会福祉協議会	同 徳島市沖浜東二丁目一六	同	同	同 二十一日	同 五月	同 六月	同 六月	同 三十日
徳島健康生活協同組 合	同	同 徳島市下助任町四丁目九	同	同 徳生虹の家	同 三好市井川町吉岡二二七 二	同	同 訪問介護	同 一日	同 令和六年七月	同 六月	同 七月	同 令和六年四月 一日
指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業を行う事業所	名 称	所 在 地	種 類	サービスの	廃止の届出	の受理日	廃 止	年月日	年月日	年月日	年月日